

○財務省告示第四百四十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
国庫短期証券（第六百二回）  
二 発行之根拠  
東日本大震災からの復興のため  
の施策を実施するため  
の財源の確保に関する特別措置法  
（平成二十三年法律第百十七  
号）第六十九条第四項及び特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項並びに財政法（昭和二十二  
年法律第三十四号）第七條第一  
項、財政融資資金法（昭和二十  
六年法律第百号）第九条第一項  
並びに特別会計に関する法律第  
八十三條第一項、第九十四条第  
二項、同条第四項、第九十五条  
第一項、第三百三十七條第一項  
及び第三百三十七條第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

振替機関は日本銀行とする。



九 振替 単位	八 額最 低額 面金	行争 入札 発競	非 格競	者 第I	特 参加	国 市場	入札 発行	価格 競争	七 払込 金額	行争 入札 発競	非 格競	者 第I	特 参加	国 市場										
の振替法の規定による最低額面金の記載又は記録は、最低額面金	を五万円とする省令の改正が	あつた場合、その施行の日から	五万円とする。	千円（ただし、最低額面金	千円	二千八百七十一億四千四百八	二千九百七十一億八千九	百七十一億八千九	面金額で二千七百七十八億円	た割引短期国債については、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六	で四十九億九千万円	短期証券については、額面金額	項の規定に基づき発行した政府	条第一項及び第三百三十七條第一	第九十五條第一項、第三百三十六	第九十四條第二項、同條第四項、	関する法律第八十三條第一項、	第七條第一項並びに特別会計に	第八條第一項、財政資金法	八百二十六億四千万円、財政法	ついで、発行した金額で一兆五千	に基づき発行した金額で短期国債に

